2010 年 7 月 12 日

社会的企業育成支援事業コンソーシアム

活動支援金申請手続き書類について

活動支援金の申請に必要な添付書類は以下の通りです。

１．　本人確認書類

・住民票記載事項証明書

・運転免許証、各種健康保険証、国民年金手帳、母子健康手帳、外国人登録証明書、住民基本代表カード（氏名、住居、生年月日の記載のあるもの）、その他顔写真が貼付されている官公庁発行書類で、氏名、住居、生年月日の記載があるもの、または公共料金の領収書。

２．　年収を確認する書類

【申請者が世帯主の場合】

・本人の税関係証明書（*）または前月分の収入を証明するもの（給与明細書又は年金、報酬等が定期的に入金されていることが確認できる預金通帳等）

【申請者が世帯主でない場合】

・世帯主の税関係証明書（*）または前月分の収入を証明するもの（給与明細書又は年金、報酬等が定期的に入金されていることが確認できる預金通帳等）

・本人の税関係証明書（*）または前月分の収入を証明するもの（給与明細書又は年金、報酬等が定期的に入金されていることが確認できる預金通帳等）

（*）課税証明書、所得証明書、非課税証明書のいずれか一つ。

- 無収入の方については、市町村が発行する前年分の所得証明等（学生は在校証明書）
- 無収入であるにもかかわらず、離職の時期により、所得証明等ではそのことが確認できない方は、その後に離職したことを証明する書類（離職票、解雇通知書等）

３．　その他の条件を満たすことを確認する書類

・（別紙）活動支援金受給資格要件のチェックリスト（申告書 兼 誓約書）

４．　活動支援金の振込先を記載した書類

（別紙）

社会的企業育成支援事業コンソーシアム

活動支援金受給資格要件のチェックリスト

（申告書　兼　誓約書）

○　活動支援金を受給するためには以下の１～5の全ての左欄に該当することが必要です。当てはまる欄にチェックしてください。
○　以上の内容に虚偽があった場合、この申告により活動支援金を受給し、又は受給しようとした場合には不正受給になります。
○　不正受給であることが判明した場合には、支給された活動支援金の全額を即時に指定の方法により返還するとともに、諸手続に要する全ての費用を賠償するものとします。

1　本人の年収見込（直近1か月の収入を12倍したもの）が200万円以下であり、世帯としての収入見込が300万円以下　であること。

・本人の収入

□ 200万円以下である　□ 200万円を超えている

・世帯の収入

□ 300万円以下である　□ 300万円を超えている

※家族状況記入欄

氏名	続柄	年齢	職業	住居	年間収入見込額(円)
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	
				同居・別居	
					年間収入見込額(円)
					申請時点の直近1か月の収入金額に12を乗じて算出した額

２　世帯全体で保有する預貯金等の金融資産が800万円以下であること。

□　800万円以下である　□800万円を超えている

３　現在居住している住居のほか、不動産を所有していないこと。

□　保有していない　□　保有している

４　過去3年間に不正行為により、国の給付金等の支給を受けていないこと。

□　不正に支給を受けたことはない　□　不正に支給を受けたことがある

５　国、地方公共団体等が実施する類似の給付・貸付を利用していないこと。

□　利用していない　　□　利用している

６　これまでに地域社会雇用創造事業を実施している他の機関から活動給付金の支給を受けていないこと。また、受ける予定がないこと。

□　受けていない・受ける予定はない　　□　受けている・予定している

〇　以上の内容に誤りがないことを確認し、自著・捺印をもってこのことを約します。

申請者

（住所）

（氏名）

（電話番号）